

特約条項

(定義)

第1条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本システム 仕様書に定める病院情報システム等をいう。
- (2) 稼働開始予定日 仕様書に定める本システムの稼働開始の予定日(発注者と受注者が書面により合意して変更したときは、変更後の予定日)をいう。
- (3) 賃貸借契約 発注者が、本システムを構成する機器及びソフトウェア等一式を借り入れるため、賃貸借を行う者(以下「賃貸人」という。)との間で別に締結する賃貸借契約をいう。

(履行遅滞に係る損害賠償)

第2条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により業務の履行が遅延し、本システムの稼働開始が稼働開始予定日から遅れたときは、これにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償すべき損害には、賃貸借契約の開始の遅延その他当該遅延に伴い賃貸人に生じた費用及び損害のうち、発注者が負担し、又は賃貸人に対して賠償することとなる額を含むものとする。

- 2 前項の規定は、天災地変、感染症の流行等、その他不可抗力によりシステム開発構築業務の履行遅延が生じた場合、発注者は当該事由について、受注者に損害賠償責任を追及しない。なお、当該事由に伴い発生する追加費用の負担、代替措置の実施の要否、工程計画の見直し、本契約の継続又は解除その他必要な事項については、協議の上定めるものとする。
- 3 業務委託契約書第28条第2項の規定による遅滞料の支払は、第1項の規定による損害賠償の請求を妨げない。
- 4 第1項の規定による賠償額の算定その他必要な事項は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。